

政省令
対応

Q&A

税制改正の実務

令和5年度版

著 宮森 俊樹

税理士法人 右山事務所
代表社員・税理士

実務家
必携!

令和5年度税制改正を
政省令も含め徹底解説!

新日本法規

2 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）の廃止

Q₁ ジュニアNISA口座の廃止（令和2年度税制改正）

ジュニアNISAについては、令和元年9月末現在で口座開設数が約34万口座、買付金額が約1,518億円であり、利用実績が乏しいところとなっています（令和元年12月20日：金融庁公表）。

令和2年度税制改正では、ジュニアNISA口座の利用実績を考慮して、廃止されることとされましたが、その内容について教えてください。

POINT

新規の口座開設は令和5年12月31日までで廃止されます。

A

未成年者口座開設可能期間は延長せず、令和5年12月31日で終了することになります。

また、令和6年1月1日以後に、未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等又は預貯金等をこれらの口座から払い出した場合には、その払出しによる未成年者口座の廃止の際、その未成年者口座内の上場株式等の譲渡があったものとして、本非課税制度が適用され、居住者等はその払出し時の金額をもってその上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとみなされます。この場合において、その未成年者口座の廃止までの間のその未成年者口座内の上場株式等の譲渡等及びその間に支払を受けるべき未成年者口座内の上場株式等の配当等については、源泉徴収を行わないこととされます（措法9の9②・37の14の2④⑤、令和2年改正地法附則35の3の3）。

この改正は、令和2年分以後の所得税について適用され、令和元年分以前の所得税については、なお従前の例によります（令和2年改正法附則54）。

Q2 廃止に伴う手続規定の簡素化

令和2年度税制改正では、令和5年12月31日までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税保有期間が終了しても、所定の手続を経ることで、18歳になるまで非課税制度が受けられることとされました。

令和5年度税制改正では、利用者の利便性向上のため、廃止に伴う手続規定が簡素化されたそうですが、その内容について教えてください。

POINT

令和5年12月31日の廃止に伴い、18歳になるまで非課税制度を受ける場合における手続規定が省略できることとされます。

A

ジュニアNISAに関する非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に設けられる継続管理勘定がある場合には、原則としてその非課税管理勘定に係る上場株式等は当該継続管理勘定に移管されることとされます。

この場合において、同日にその上場株式等をその継続管理勘定に移管しないときは、その継続管理勘定を設けた未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その旨その他の事項を記載した書類の提出（その書類の提出に代えて行う電磁的方法によるその書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供を含みます。）をしなければならないこととされます（措令25の13の8④⑫二・三、措規18の15の10⑨）。

Q3 適用関係

ジュニアNISAの廃止に伴う手続規定の簡素化の適用関係について教えてください。

移転を促進する観点から、生前贈与でも相続でもニーズに即した資産移転が行われるよう、諸外国の制度も参考にしつつ、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築していく必要があります。

Q₂ 基礎控除の創設

相続時精算課税制度は、平成15年度に次世代への早期の資産移転と有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から導入されましたが、選択後は生前贈与か相続かによって税負担は変わらず、資産移転の時期に中立的な仕組みとなっています。

令和5年度税制改正では、申告等に係る事務負担を軽減する等の観点から、相続時精算課税制度の使い勝手を向上させるための見直しが行われたようですが、その見直しの内容について教えて下さい。

POINT

暦年課税との選択制は維持しつつ、相続時精算課税を選択した場合でも、毎年、暦年課税と同水準の基礎控除110万円までの贈与税が非課税とされます。

A

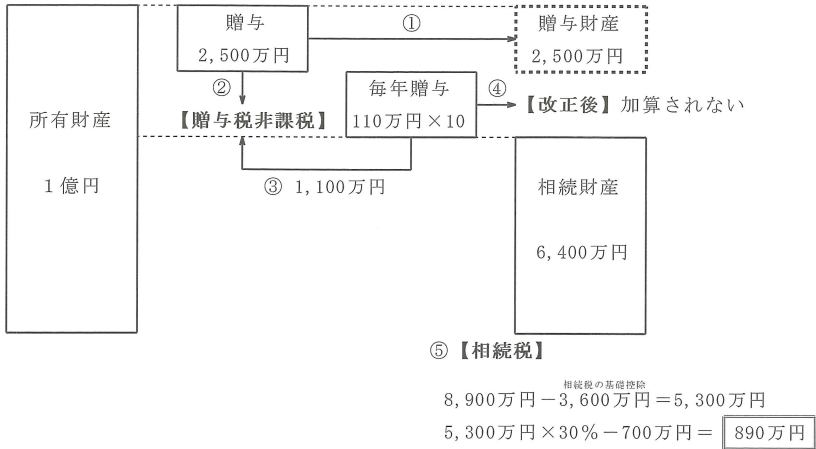
相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の特別控除2,500万円とは別途、課税価格から基礎控除110万円が控除できるとされます（相法21の11の2①、措法70の3の2①）。

この場合において、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等される特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、基礎控除110万円の控除をした後の残額とされます（相法21の15①②・21の16②③、措法70の3の2②、相規12一・13①六・七）。

この改正により、生前にまとまった財産を贈与しにくかった者にとっても、相続時精算課税を活用することで、次世代に資産を移転しやすい税制となります。

〈図表Ⅳ-2〉 相続時精算課税制度における基礎控除の創設

〈前提：法定相続人：子1人〉



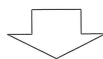
〈相続税納付のケースの説明〉

- ① 所有財産1億円のうち、2,500万円を相続時精算課税制度により贈与することとしました。
- ② 贈与された2,500万円は、贈与税の特別控除の枠の範囲内であるので贈与税は非課税とされます。
- ③ 残りの所有財産7,500万円のうち、110万円を毎年贈与（10年間）することとしました。暦年課税との選択制は維持しつつ、相続時精算課税を選択した場合でも、毎年、基礎控除110万円が贈与税は非課税とされます。
- ④ 特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等される特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、基礎控除110万円の控除をした後の残額とされますので、毎年10年間110万円ずつ贈与された1,100万円は、相続税の課税価格に加算されません。
- ⑤ 相続開始の時に残存財産6,400万円と上記①の相続時精算課税制度を適用した贈与財産の価額2,500万円とを合計した8,900万円を相続税の課税価格として計算（相続税の基礎控除額は3,000万円+600万円×1人=3,600万円）した金額890万円が納付すべき相続税額とされます。

〈図表V-18〉 研究開発型スタートアップ定義の範囲の拡充

【改正前】(約200社)

- ① 産業競争力強化法により経済産業大臣が認定したベンチャーファンドから出資を受けたベンチャー企業
- ② 産業競争力強化法による認定を受けているベンチャーファンド又は国立大学法人や国立研究開発法人から出資を受けているベンチャー企業で、一定の要件を満たすもの



【改正後】(2,000社超)

次に掲げる要件を満たすスタートアップに経済産業大臣の証明書を交付

- ① 設立15年未満（設立10年以上の場合は営業赤字）
- ② 売上高研究開発費割合10%以上
- ③ スタートアップに対する投資を目的とする投資事業有限責任組合の出資先又は研究開発法人の出資先
- ④ 未上場の株式会社、かつ、他の会社の子会社でないもの 等

Q6

高度研究人材の活用を促す制度の創設

研究開発の質を高めるためには、既存企業とスタートアップ企業のオープンイノベーションや、研究開発を担う「人」への投資を促すことが喫緊の課題とされています。

令和5年度税制改正では、質の高い研究開発を推進していく観点から、オープンイノベーション型の対象範囲に高度研究人材の活用を促す制度が創設されたそうですが、その内容について教えて下さい。

POINT

博士号取得者や経験を積んだ外部人材を雇用した場合に係る人件費

(工業化研究は除かれます。)の試験研究を行う者の人件費に占める割合を対前年度比で3%以上増加させたときには、これらの人件費の20%が税額控除できる仕組みが創設されます。

A 対象となる特別試験研究費の額に次の要件の全てを満たす試験研究に係る②イの額が追加されるとともに、その税額控除率が20%とされます(措法42の4⑩十、措令27の4、措規20)。

また、所得税も同様とされます(措令5の3、措規5の6)。

- ① その法人の役員又は使用人である次の者(以下「新規高度研究業務従事者」といいます。)に対して人件費を支出して行う試験研究であること。
 - イ 博士の学位を授与された者で、その授与された日から5年を経過していないもの。
 - ロ 他の者(その法人との間に一定の資本関係がある者を除きます。)の役員又は使用人として10年以上専ら研究業務に従事していた者で、その法人(その法人との間に一定の資本関係がある者を含みます。)の役員又は使用人となった日から5年を経過していないもの。
- ② イの額がロの額のうちに占める割合(以下「新規高度人件費割合」といいます。)を前期の新規高度人件費割合で除して計算した割合が1.03以上である法人が行う試験研究(工業化研究を除きます。)であること。
 - イ 試験研究費の額(工業化研究に係る試験研究費の額を除きます。)のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額
 - ロ 試験研究費の額のうちその法人の役員又は使用人である者に対する人件費の額
- ③ 次のいずれかに該当する試験研究であること。
 - イ その内容に関する提案が広く一般に又はその法人の使用人に募集されたこと。
 - ロ その内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであること。
 - ハ その試験研究に従事する者が広く一般に又はその法人の役員若しくは使用人に募集され、その試験研究に従事する新規高度研究業務従事者がその募集に応じた者であること。

〔適用要件〕

次の1及び2に掲げる要件を満たす場合に適用

1 新規高度人材割合 (①÷②) が対前年度比で3%以上増加していること。

① 基礎・応用研究に従事する次に掲げる人件費 (A+B)

A 博士号を授与されて年を経過していない者の人件費 (工業化研究は除かれます。)

B 外部人材として10年以上研究業務に従事していた者 (雇用から5年を経過していないもの) の人件費 (工業化研究は除かれます。)

② 試験研究を行う者の人件費

2 研究内容が社内外に広く公募されたもの等であること

〔税額控除の対象費用〕

上記① (A+B) に該当する人件費

＜図表V-19＞ オープンイノベーション型の支援対象のまとめ

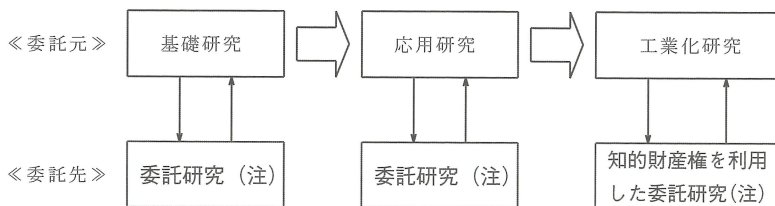
区 分	対象となる相手先		税額控除率	
	改 正 前	改 正 後	改正前	改正後
共同試験研究	特別試験研究機関等		30%	
	大学等 (注1)			
	研究開発型ベンチャー	—	25%	—
	国公立大学等・国立研究開発法人の外部化法人		25%	
	その他の者 (民間企業、民間研究所等)		20%	
	技術研究組合			
	—	福島国際研究教育機構	—	20%
委託試験研究	特別試験研究機関等		30%	
	大学等 (注1)			
	研究開発型ベンチャー	—	25%	—
	国公立大学等・国立研究開発法人の外部化法人		25%	
	中小企業者		20%	

	公益法人、地公体の機関、地方独法等		
	その他の者（民間企業等）（注2）		
	—	福島国際研究教育機構	— 20%
知的財産権の使用料	中小企業者		20%
	希少疾病用医薬品等に関する試験研究 特定用医薬品等に関する試験研究		20%
	—	高度研究人材の活用に関する試験研究	20%

（注1） 契約上の試験研究費の総見込額が50万円を超えるものに限定されます。

（注2） 基礎・応用研究又は知財利用を目的とした研究開発に限ります。ただし、外注等を除きます。

〈図表V-20〉 民間委託研究のイメージ（ 部分がオープンイノベーション型の対象）



（注） 単なる外注等は除かれます。

Q7 サービス開発の拡充

ビッグデータやAI等を活用した「サービス開発」に係る試験研究費については、新たなサービス開発を目的としたビッグデータを新たに収集することが試験研究費の特別税額控除制度の適用対象とされていました。

令和5年度税制改正では、新たなビジネスモデルの開拓を促す観点から、サービス開発のための試験研究費の範囲が拡充されたそうですが、その内容

＜図表Ⅶ－４＞ 検索確保要件（改正前）

区 分	具 体 的 な 内 容	
検 索 項 目	日付、金額及び取引先に限定（注）	
検 索 要 件 （税務調査に 対する対応）	日付又は金額に係る記録項目について、その範囲を指定して条件を設定	保存義務者が国税庁等のその職員の質問検査権行使に基づくダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には不要（注）
	2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定	

（注） 保存義務者が判定期間の売上高が1,000万円以下の事業者は全ての検索要件が不要。

Q₂ 検索機能の確保の要件の見直し

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、取引の相手方から電子的に受け取った請求書等の電子データとの同一性が確保された電磁的記録の保存を推進する観点から、検索機能の確保の要件が緩和されたようですが、その緩和された内容について教えてください。

POINT

データを出力することにより作成した書面の提示・提出の求め及びそのダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能の確保の要件を充足しているものとされます。

また、ダウンロードの求めへの対応を前提に全ての検索機能の確保の要件が不要とされる判定期間売上高が5,000万円以下に引き上げられません。

A 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件における検索機能の確保要件について、次に掲げる見直しが行われます。

- ① 保存義務者が国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には検索要件

の全てを不要とする措置について、対象者が次のとおりとされます（電帳規4⑥五）。

- イ その判定期間における売上高が5,000万円以下（改正前：1,000万円以下）である保存義務者
 - ロ その電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたもの）に限り、提示又は提出の求めに応じることができるようにしている保存義務者
- ② 電磁的記録の保存を行う者等に関する情報の確認要件が廃止されます（電帳規4⑥二）。

Q3 適用関係

Q2における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度における検索機能の確保の要件の見直しの適用関係について教えてください。

POINT

令和6年1月1日から適用されます。

A

Q2の改正は、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用されます（令和5年改正電帳規附則2②）。